

## ごみ分別ガイドブックの更新について

### 1 経過

令和 6 年度から新たに「プラスチック製品」の分別回収が開始されることに伴い、掲載内容の更新を行うこととした。

### 2 主な変更点

#### 分別方法の変更

#### ① プラスチック類

・従来の「プラスチック製容器包装」と、今まで燃えるごみとしていた「プラスチック製品」を併せて資源化。名称を「プラスチック類」とする。

#### ② 段ボール

・今までは「ビニールひも」で縛って出しているが、「ビニールひも」は燃えるごみとなっている。このため、今後は段ボールを纏める際は「紙ひも」とすることで、段ボールと併せて“資源化”することが可能となることから、排出方法の変更を推奨する。

#### ③ ペットボトル

・現在、「キャップを外す」「中を水で注ぐ」こととしているが、水平リサイクルの観点から、「ラベルを外す」ことを併せて推奨する。

#### 広告収入の確保

市の資産を広告媒体として活用し、有料で広告掲載することにより、新たな財源の確保及び事業経費の削減を図ることを目的として、市が発行する「ごみ分別ガイドブック」への広告掲載を行う。

#### (1) 広告の規格等

種別	掲載位置	1枠の大きさ	掲載料	枠数
1号広告	冊子内下段	縦 60mm×横 90mm、フルカラー	30,000 円	12 枠
2号広告	冊子裏面	縦 270mm×横 185mm、フルカラー	240,000 円	1 枠

※1号広告については、2枠のスペースを使用して1件の広告とすることもできる。

#### (2) 広告掲載期間

次期ガイドブックを発行するまで。